

商 品 名 (愛 称)	(40) 愛媛信用金庫ベストパッケージ 投資信託プラン・外貨定期預金プラン
------------------	--

販 売 対 象	・個人（個人事業主含む）の方
期 間	・6ヶ月 ・自動継続（元金継続・元利継続）のみの取扱いとなります。
預 入	・一括預入
①預入方法	
②預入金額	・投資信託プラン 10万円以上1,000万円以内 ・外貨定期預金プラン 50万円以上1,000万円以内
③預入単位	・10万円単位（投資信託プラン・外貨定期預金プランとも）
払戻し方法	・満期日以後に一括して払戻します。
利 息	固定金利
①適用金利	<p>《投資信託プラン》 固定金利 年1.00%（税引き前） ※本定期預金預入金額と同額以上の投資信託を購入していただく必要があります。 ※投資信託の購入後1ヵ月以内に本定期預金へお預入ください。 （投信インターネットサービスでの購入は対象外となります） ※本適用金利は初回預入期間のみ適用となります。</p> <p>《外貨定期預金プラン》 固定金利 年1.00%（税引き前） ※本定期預金預入金額と同額以上の外貨定期預金を預入していただく必要があります。 ※外貨定期預金の預入後1ヵ月以内に本定期預金へお預入ください。 ※本適用金利は初回預入期間のみ適用となります。</p>
②利払方法	・満期日以降に一括して支払います。
③計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。
税 金	<p>・個人のお利息には20%（国税15%・地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます） 法人は総合課税となります。</p> <p>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>
付加できる特約事項	・法令に定められた条件を満たせば、マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱	・「自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）〈単利型〉」の中途解約利率にて計算します。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：089-946-1203）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p>

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
	<p>・満期日にご継続いただいた後の適用利率は、満期日時点における「スーパー定期」の店頭表示利率とします。</p>
	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p>
	<p>・預金保険の対象です。</p>
	<p>その他参考となるべき事項</p>